

指定居宅介護支援事業所

吉野川莊在宅介護支援センター

重要事項説明書

社会福祉法人 樟風会

重 要 事 項 説 明 書

あなた（あなたの家族）が利用される居宅介護支援業務について、契約締結前に重要事項を説明いたします。分からぬ点があれば、ご質問ください。

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 樟風会
法人所在地	徳島県板野郡北島町中村字八丁野 4 番地 19
代表者氏名	渡辺 修身
設立年月日	昭和 42 年 3 月

2. 事業所の概要

事 業 所 名	吉野川荘在宅介護支援センター
サービスの種類	居宅介護支援
所 在 地	徳島県板野郡北島町中村字八丁野 4 番地 19
代 表 者	センター長 住田 典代
電 話 番 号	088-698-2112
F A X 番 号	088-698-8326
事業所指定番号	徳島県 3671500019 号（平成 11 年 8 月 6 日指定）
サービス提供地域	北島町、藍住町、松茂町、鳴門市大麻町、徳島市川内町及び応神町

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護保険等の関係法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むのに必要な居宅サービスが総合的かつ効率的に利用できるよう居宅サービス計画を作成し、計画に基づいた適切な居宅サービスの確保及び各サービス事業者等との連絡調整、その他便宜を提供します。

(2) 運営方針

介護保険の基本理念である高齢者自身による各種サービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的・効率的な提供、利用者本位、公正中立等を踏まえた上で、利用者や家族等からの相談があった場合には、常に利用者や家族等の立場に立ち、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

4. 事業所の職員体制及び職務内容について

管理者	関 稔昭（せき としあき）
-----	---------------

職種名	職務内容	人員数
センター長	理事長の命を受け、センター業務（管理者が行う業務は除く）を統括します。	非専従 1名
管理者（主任介護支援専門員）	1 従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を厳守させるため必要な指揮命令を行います。	非専従（兼務） 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。 ※介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は45人未満とします。	専従 2名

(注) センター長は介護老人福祉施設吉野川荘及び吉野川荘デイサービスの施設長と兼務。管理者は介護老人福祉施設吉野川荘次長及び介護支援専門員と兼務。

5. 営業時間

平日（土曜日も同じ）
午前8時30分～午後5時

※ただし、営業時間外・日曜祝日でも電話受付は行っています。

定休日は、日曜及び祝日、1月2日3日及び12月31日です。

6. 居宅介護支援の内容及び利用料について

(1) 居宅介護支援内容

重要事項説明書別紙①「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照

(2) 利用料

要介護1・2 10,860円 (1,086単位)

要介護3・4・5 14,110円 (1,411単位) ※1単位10円

上記の基本報酬以外に重要事項別紙②の料金表記載の加算を算定させていただく場合がございます。

(注) 介護保険が適用される場合、上記の料金及び別紙①の加算料金は、直接介護保険から事業所に給付されますので、ご利用者様のご負担はありません。ただし、利用者様に保険料の滞納がある場合は、利用者様より全額料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては、ご利用者様のご負担となる場合もございます。

(3) その他の料金について

交通費等、その他料金につきましてはいただいておりません。

7. 介護支援の担当者(介護支援専門員)について

(1) 介護支援専門員のご利用者様宅への訪問頻度の目安について

当事業所の介護支援専門員が、利用者の状況を把握するために、概ね月1回ご自宅を訪問します。また、利用者からご依頼がある場合や居宅支援業務の遂行の上で不可欠であると認められる場合は、介護支援専門員は利用者宅を訪問します。

(2) 介護支援専門員の変更

①担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、事業所の管理者までご連絡ください。

②事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員をご紹介します。

(3) 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時および利用者またはその家族から求められた時は、いつでも身分証をご提示いたします。

8. 事業者の責務について

(1) 居宅サービス事業所の選定にあたっての説明等について

利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めるることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

また、公正中立なケアマネジメントの確保の為、ご希望があれば事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合や上位3法人について別紙にてお知らせできますのでお申し出ください。

(2) 居宅介護支援の提供内容の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録等は、利用者の要介護認定等の満了日から5年間保管します。記録等については、利用者とそのご家族に限り、申し出があればいつでも開示します。

(3) 医療機関との連携について

利用者が医療系サービスを希望された場合には、利用者の同意の上、主治医等の意見を求め、意見を求めた医師等にも介護計画書を交付します。また、介護支援専門員の訪問や居宅サービス事業所等からの報告等により、

利用者の口腔状況や服薬状況、その他利用者の心身又は生活の状況に係る必要な情報についても、利用者の同意の上、主治医の医師、歯科医師、薬剤師等へ情報提供します。また、利用者が病院等に入院する必要が生じた場合に、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院へ伝えていただき、事業所にもご連絡いただけるようお願いします。

(4) 秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドンス」を遵守し、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供のために、サービス担当者会議等で、利用者もしくは家族の情報を使用します。この場合は、あらかじめ利用者もしくは家族に説明し同意を得たうえで使用します。その際、同意書に著明をいただきます。

(5) 賠償責任について

当事業所責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所は利用者にその損害を賠償いたします。

(6) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(7) 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
 - ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止研修の実施
 - ④ 専任担当者の選任
- (虐待防止に関する担当者) 関 稔昭

(8) 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

(9) 身体拘束の適正化について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を実施しないよう努めます。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談。苦情などがございましたら下記窓口までお申し出ください。

(連絡窓口) 088-698-2112 又は 088-698-3249

(担当者) 関 稔昭

(2) その他窓口

当事業所以外においても苦情を申し出することができます。

○徳島県国民健康保険団体連合会

088-666-0177

○北島町にお住まいの方

北島町役場健康保険課

088-698-9805

○松茂町にお住まいの方

松茂町役場長寿社会課

088-699-2190

○藍住町にお住いの方

藍住町役場健康推進課介護保険室

088-637-3311

○鳴門市にお住まいの方

鳴門市健康福祉部長寿介護課

088-684-1175

○徳島市にお住まいの方

徳島市健康福祉部高齢介護課

088-621-5176

10. その他事項について

(1) 市町村への届出

居宅介護支援のサービスを開始する場合、その旨を市町村（保険者）へ届出し、被保険者証に記載してもらう必要があります。具体的な手続きについては当事業所で対応します。

(2) ご契約に関する注意点

同一利用者について複数の事業者と契約をすることはできません。ただ、事業者を変更することは自由ですが、必ず前契約については前事業者にご連絡ください。また、ご契約後転居などにより、住所や連絡先が変更となった場合には速やかに当事業所または担当の介護支援専門員までご連絡ください。

(3) 事業計画及び財務内容等の閲覧について

事業計画及び財務内容等について、利用者やその家族に限り、自由に閲覧できるものとします。